

○当麻町健康づくり計画策定委員会設置規則

(改正後)

平成 29 年 6 月 1 日規則第 15 号

(設置及び目的)

第 1 条 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に基づく、町民の健康づくりの推進に関する健康増進計画の策定及び自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第 13 条第 2 項に基づく自殺対策計画を策定(以下「計画策定」という。)するため、当麻町健康づくり計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 9 名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の中から町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体
- (2) 保健医療関係団体
- (3) 教育関係団体
- (4) 労働関係団体
- (5) 地区衛生組織
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定の日までとする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、保健福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。